

「(いまさら聞けない!)サンタメ契約って何？」

今回は、実務にも浸透してきたサンタメ契約についてお話ししたいと思います。サンタメ契約とは、「第三者のためにする契約」の略語で、主に不動産の転売等の場面で用いられます。通常は、不動産取引において売主と買主の間に宅建業者（サンタメ業者）が入り、それぞれと売買契約を結ぶのです。最近では、サンタメ契約に関するご相談もちらほら増えてきました。そこで、私からはサンタメ契約の法的な構造や責任の所在等をお話しさせて頂いた上で、サンタメ契約の基礎知識から最新の法令・実務対応まで司法書士の七戸先生をお招きしてざっくばらんにお話しを聞かせてもらいたいと思います。実務家の本音を聞ける希少な機会ですので奮ってご参加ください。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」(平成25年度連載)
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」(平成27年度連載)
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」(平成28年より連載中)

◆日時 第45回 令和8年2月17日(火) 18時～19時半

◆場所 北海道立道民活動センター かでる2・7 710研修室

◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります

◆定員 70名程度 (要申込)

◆申込方法 いずれかの方法にてお申し込み下さい

① F A X (参加申込書にご記入)

② Email 送信 seminar511@sapporo-sogo-lo.com 标题を「2月17日・不動産建設セミナー」とし、必要事項(会社名・所在地・電話番号・参加者氏名・参加者数・代表者のメールアドレス)を記載

③ Google フォーム入力 <https://forms.gle/LrdwL1FHPiLXHqLS6> (QRコード)
「札幌総合法律事務所」のホームページ上から上記リンク先にアクセスできます

主催 札幌総合法律事務所 (弁護士: 田代耕平)

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社





この用紙をFAXして下さい (FAX : 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第45回)
『(いまさら聞けない!) サンタメ契約って何?』

令和8年2月17日 (火) 18:00~19:30

場所: 北海道立道民活動センター かでの2・7 710研修室
(札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)

※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当: 馬場) 宛 FAX番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者	部署・お役職	お名前	

※ 記載いただきました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはございません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 弁護士 田代 耕平 (担当: 馬場)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL seminar511@sapporo-sogo-lo.com